



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年5月27日

長野県知事 村井 仁

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする役務

自主管理体制強化事業食品検査業務

#### (2) 役務の特質

保健福祉事務所の食品衛生監視員が収去した食品の収集及び検査

#### (3) 履行期間

平成22年6月14日から平成23年2月28日まで

#### (4) 履行場所

別表のとおり

#### (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

#### (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

#### (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

#### (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第33条第1項の規定による、登録検査機関の登録を受けている者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県健康福祉部食品・生活衛生課

電話 026 (235) 7155

### 4 入札手続等

#### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年6月8日（火） 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎107号会議室

#### (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年6月2日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

#### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

### 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

#### (別表)

名 称	所 在 地
佐久保健福祉事務所	佐久市大字跡部65-1 佐久合同庁舎
上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎
伊那保健福祉事務所	伊那市大字荒井3497 伊那合同庁舎
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎
木曽保健福祉事務所	木曽郡木曽町福島2757-1 木曽合同庁舎
松本保健福祉事務所	松本市大字島立1020 松本合同庁舎
大町保健福祉事務所	大町市大字大町1058-2 大町合同庁舎
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1
北信保健福祉事務所	飯山市大字静間字町尻1340-1

食品・生活衛生課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月27日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジャスコ新中野ショッピングセンター  
中野市大字一本木252-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオンリテール株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名  
(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名	住所
イオン株式会社	岡田 元也	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社パスポート	水谷 玄	東京都品川区西五反田7-22-7
株式会社しおざき	塩崎 保雄	中野市吉田1-17
ジャスフォート株式会社	本田 進	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
有限会社まつばや	関 陸夫	上田市中央3-6-3
株式会社ブックバーン	柿内 宏一	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社ブルーグラス	野口 祐一郎	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社コックス	藤野 武美	静岡県浜松市鍛冶町320-23
株式会社板垣	板垣 時央	群馬県伊勢崎市本町4-20
エスティール株式会社	丸山 朝	東京都新宿区西新宿3-20-3
株式会社ロン都	宮内 義人	長野市大字南長野北石堂町1454
株式会社たけうち	竹内 實	兵庫県赤穂市加里屋2164-28

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社パスポート	水谷 純	東京都品川区西五反田7-22-7
株式会社キタムラ	北村 正志	高知県高知市本町4-1-16
有限会社まつばや	関 陸夫	上田市中央3-6-3
株式会社コックス	小柳 津進	東京都江東区新大橋1-8-11
As-meエスティール株式会社	丸山 雅史	東京都新宿区住吉町8-12
株式会社ロン都	宮内 隆太	長野市大字南長野北石堂町1454
株式会社未来屋書店	中山 章	千葉県千葉市美浜区中瀬1-6
株式会社マルタ	宮下 昇	飯田市座光寺4601-1
株式会社ハニーズ	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
株式会社いつ和	阿部 昇	新潟県十日町市川原寅申608-1

## 4 変更した年月日

株式会社板垣の退店	平成17年4月20日
株式会社ロン都の代表者の変更	平成17年5月20日
株式会社ブルーグラスの退店	平成17年6月20日
株式会社マルタの出店	平成17年9月16日
社名変更による株式会社ブックバーンから株式会社未来屋書店への変更	平成19年10月1日
株式会社たけうちの退店	平成19年11月20日
株式会社しおざきの退店	平成20年4月20日
株式会社コックスの代表者及び住所の変更	平成20年5月16日
株式会社パスポートの代表者の変更	平成20年5月20日
株式会社ハニーズの出店	平成20年5月30日
会社分割によるイオン株式会社からイオンリテール株式会社への変更	平成20年8月21日
会社合併によるジャスフォート株式会社から株式会社キタムラへの変更	平成21年1月1日
株式会社いつ和の出店	平成21年6月5日
会社合併によるエスティール株式会社からAs-meエスティール株式会社への変更	平成21年10月1日

## 5 届出年月日

平成22年4月28日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成22年5月27日から平成22年9月27日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月27日

長野県知事 村井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤみかげショッピングパーク

小諸市大字御影新田2590-1 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

## 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時30分 但し、年間5日以内 午前8時	午後8時	午前9時30分 但し、週1日 午前9時、年間5日以内 午前8時	午後8時
有限会社和泉屋菓子店				
有限会社フロワーショップ花季	午前9時30分	午後8時	午前9時30分	午後8時
寺島菓局株式会社				

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分	午前8時30分～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分

## 4 変更する年月日

平成22年5月9日

## 5 届出年月日

平成22年5月7日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成22年5月27日から平成22年9月27日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月27日

長野県知事 村井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

立科ショッピングセンター

北佐久郡立科町大字芦田1125-1 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

## 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時30分 但し、週1日 午前9時、年間5日以内 午前8時	午後8時		
和田健三			午後8時	午後8時
有限会社ヒロ・コーポレーション			午前8時	午前8時
有限会社フロワーショップ花季				

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分	午前8時30分～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分

## 4 変更する年月日

平成22年5月9日

## 5 届出年月日

平成22年5月7日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成22年5月27日から平成22年9月27日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月27日

## 長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルヤ山口ショッピングパーク  
上田市大字上田字山口1121-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所  
株式会社ツルヤ  
小諸市御幸町2-1-20
- 3 変更しようとする事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の 氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時 30分 但し、年 間5日以 内 午前8時	午後8時	午前9時 30分 但し、週 1日 午前9時、 年間5日 以内 午前8時	午後8時
有限会社御菓子所 花岡				
有限会社フロワー ショップ花季	午前9時 30分	午後8時	午前9時 30分	午後8時
寺島薬局株式会社				
株式会社コメリ	午前9時	午後8時	午前9時	午後8時

- 4 変更する年月日  
平成22年5月9日
- 5 届出年月日  
平成22年5月7日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成22年5月27日から平成22年9月27日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようと

する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月27日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルヤ塩田店  
上田市大字保野字西条751-2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所  
株式会社ツルヤ  
小諸市御幸町2-1-20
- 3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の 氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時 30分 但し、年 間5日以 内 午前8時	午後8時	午前9時 30分 但し、週 1日 午前9時、 年間5日 以内 午前8時	午後8時
有限会社フラワー ショップ花季	午前9時 30分	午後8時	午前9時 30分	午後8時

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

変更前	変更後
午前9時～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分	午前8時30分～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分

- 4 変更する年月日  
平成22年5月9日
- 5 届出年月日  
平成22年5月7日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成22年5月27日から平成22年9月27日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようと

する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月27日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ滋野店

東御市大字滋野字王子平1628-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時30分 但し、年間5日以内 午前8時	午後8時	午前9時30分 但し、週1日 午前9時、年間5日以内 午前8時	午後8時

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

変更前	変更後
午前9時～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分	午前8時30分～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分

4 変更する年月日

平成22年5月9日

5 届出年月日

平成22年5月7日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年5月27日から平成22年9月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

平成23年度長野県短期大学学生を次のとおり募集します。

平成22年5月27日

長野県知事 村井 仁

1 募集人員

学科・専攻名	募集人員				
	推薦による選抜	社会人特別選抜	一般選抜A	一般選抜B	合計
多文化コミュニケーション学科	国際地域文化専攻	20名程度	若干名	15名程度	5名程度
	英語英米文化専攻	15名程度	若干名	18名程度	7名程度
	日本語日本文化専攻	20名程度	若干名	10名程度	10名程度
生活科学科	健康栄養専攻	15名程度	若干名	18名程度	7名程度
	生活環境専攻	25名程度	若干名	7名程度	8名程度
幼児教育学科		15名程度	若干名	20名程度	5名程度

※ 幼児教育学科は3年課程です。

2 推薦による選抜

(1) 出願資格

長野県内の高等学校を平成23年3月に卒業見込みの者（多文化コミュニケーション学科日本語日本文化専攻にあっては、平成23年3月以前に卒業した者を含みます。）

(2) 推薦条件

次の条件を満たしている者

学科・専攻	条 件	評定平均値	1 高等学校長が推薦できる人員
多文化コミュニケーション学科 国際地域文化専攻	国際社会・文化と地域社会・文化に強い関心を持ち、学習・研究意欲の高い者	調査書の全体の評定平均値が3.8以上の者	3名以内
多文化コミュニケーション学科 英語英米文化専攻	英語、英米文化に強い関心があり、学習・研究意欲の高い者	調査書の全体の評定平均値については問わない。ただし、英語の評定平均値が4.0以上の者	3名以内
多文化コミュニケーション学科 日本語日本文化専攻	日本語、日本文化及び日本文学に強い関心があり、学習・研究意欲の高い者	調査書の全体の評定平均値については問わない。ただし、国語の評定平均値が4.0以上の者	2名以内
生活科学科 健康栄養専攻	食生活と健康に強い関心を持ち、学習・研究意欲の高い者	調査書の全体の評定平均値が3.8以上の者（生物及び化学を選択した者が望ましい。）	1名
生活科学科 生活環境専攻	生活環境に強い関心を持ち、かつ自ら学習・追求しようとする意欲のある者	調査書の全体の評定平均値が3.5以上の者	2名以内
幼児教育学科	幼児教育に関心と意欲のある者	調査書の全体の評定平均値については問わない。	1名。ただし、卒業した者にあっては、平成23年3月卒業見込みの者とは別に1名推薦することができる。

(注) 評定の対象となる科目について不明の場合はお問い合わせください。

### (3) 出願手続

#### ア 出願方法

提出書類は、出身高等学校長を経由して長野県短期大学事務局教務課に提出してください（出身高等学校長は、出願者一覧を添付してください。なお、書類提出後の志望変更は認めません。）。

#### イ 提出書類等

(7) 入学願書（本学所定の用紙によります。）

(1) 志望理由書（本学所定の用紙により、本人が作成したもの）

(ウ) 推薦書（本学所定の用紙により、出身高等学校長が作成し、封印したもの）

(I) 出身高等学校長が作成した調査書（統合、り災その他の事情によって出身高等学校長の調査書が得られない者は、卒業証明書及び成績証明書又はこれに相当する書類）

(ホ) 写真2枚（出願前3月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真を受験票にはってください。）

(カ) 受験票送付用封筒（長形3号封筒に簡易書留と朱書して380円切手をはり、出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記したもの）

(キ) 選抜結果通知用封筒（1高等学校につき1通。角形2号封筒に簡易書留と朱書して690円切手をはり、出身高等学校長名、学校所在地及び郵便番号を明記したもの）

#### ウ 入学審査料

1万8,000円の長野県収入証紙により納付してください（入学願書の所定欄にはり、はりきれない場合は裏面にはってください。消印はしないでください。）。なお、収入証紙が購入できないときは、郵便為替を同封してください。郵便為替の場合には、入学願書にはらないでください。郵便為替の宛先、住所、氏名欄等には何も記入しないでください。

#### エ 入学願書の受付期間

平成22年11月1日（月）から11月8日（月）まで（受付時間は午前8時30分から午後5時まで）とします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

郵送による場合は、11月8日（月）必着とし、必ず書留郵便で封筒には「入学願書在中」と朱書してください。

#### オ 入学願書の提出先

長野市三輪8丁目49番7号（郵便番号 380-8525）

長野県短期大学事務局教務課

#### カ 受験票の送付等

入学願書を受理したときは、受験票を11月9日（火）に発送しますので、試験当日必ず持参してください。

## (4) 入学者の選抜方法

書類審査、小論文及び面接により行います。

## (5) 入学者選抜日時及び場所

ア 日時 平成22年11月13日(土) 集合時刻 午前10時

イ 場所 長野県短期大学

## (6) 選抜結果の発表等

選抜結果は、平成22年11月18日(木)午前9時に長野県短期大学内に掲示するとともに、出身高等学校長を経由して本人に通知します。また、本学ホームページ(<http://www.nagano-kentan.ac.jp/>)に掲載します(電話による問い合わせには応じません。)。

なお、推薦による選抜の結果、合格しなかった者は、4及び5に定めるところによる一般選抜A及び一般選抜Bに出願することができます。

## (7) その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県短期大学事務局教務課(電話 026-234-1221)に行ってください。

## 3 社会人特別選抜

## (1) 出願資格

昭和61年4月1日までに生まれた者であって、次のいずれかに該当する者

ア 高等学校を卒業した者

イ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者。なお、同規則第150条第7号の規定により出願する者は、平成22年8月31日(火)(必着)までに所定の入学資格認定申請書を提出してください。申請の用紙は、前記2の(3)のオに請求してください。

## (2) 出願手続

ア 提出書類等

(7) 入学願書(本学所定の用紙によります。)

(4) 志望理由書(本学所定の用紙により、本人が作成したもの)

(ウ) 出身高等学校長(通常の課程による12年の学校教育を修了した者にあっては、出身学校長。以下同じ。)が作成した調査書(卒業後6年以上経過した者にあっては、単位修得証明書。高等学校卒業程度認定試験合格者にあっては、合格証明書及び合格成績証明書。統合、り災その他の事情によって出身高等学校長の調査書が得られない者にあっては、これに相当する書類)

なお、大学、専修学校等を卒業した者にあっては、当該学校長が作成した卒業証明書及び成績証明書を併せて提出してください。

(I) 写真2枚(出願前3月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真を受験票にはってください。)

(オ) 返信用封筒2通(1通は長形3号封筒に簡易書留と朱書して380円切手をはり、出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記したもの。もう1通は角形2号封筒に出願者の住所、氏名、郵便番号を明記したもので切手をはる必要はありません。)

イ 入学審査料

前記2の(3)のウのとおり

ウ 入学願書の受付期間

平成22年11月1日(月)から11月8日(月)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時まで)とします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

郵送による場合は、11月8日(月)必着とし、必ず書留郵便で封筒には「入学願書在中」と朱書してください。

エ 入学願書の提出先

前記2の(3)のオのとおり

オ 受験票の送付等

前記2の(3)のカのとおり

カ 出願時の注意事項

書類提出後の志望変更是、認めません。

## (3) 入学者の選抜方法

書類審査、小論文及び面接により行います。

## (4) 入学者選抜日時及び場所

ア 期日 平成22年11月13日(土) 集合時刻 午前10時

イ 場所 長野県短期大学

## (5) 選抜結果の発表等

選抜結果は、平成22年11月18日(木)午前9時に長野県短期大学内に掲示するとともに、合格者に通知します。また、本学ホームページ(<http://www.nagano-kentan.ac.jp/>)に掲載します(電話による問い合わせには応じません。)。

なお、社会人特別選抜の結果、合格しなかった者は、4及び5に定めるところによる一般選抜A及び一般選抜Bに出願することができます。

きます。

(6) その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県短期大学事務局教務課（電話 026-234-1221）に行ってください。

4 一般選抜A

(1) 出願資格

次のいずれかに該当する者（平成23年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）で、かつ、平成23年度大学入試センター試験において、本学が指定した教科及び科目を受験した者

ア 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

イ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

ウ 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者。なお、同規則第150条第7号の規定により出願する者は、平成22年10月29日（金）（必着）までに所定の入学資格認定申請書を提出してください。申請の用紙は、前記2の(3)のオに請求してください。

(2) 出願手続

ア 提出書類等

(7) 入学願書（本学所定の用紙によります。なお、「平成23年度センター試験成績請求票（私立大学・公私立短期大学用）」を必ずはってください。）

(イ) 出身高等学校長（通常の課程による12年の学校教育を修了した者にあっては、出身学校長。以下同じ。）が作成した調査書（卒業後6年以上経過した者にあっては、単位修得証明書。高等学校卒業程度認定試験合格者にあっては、合格証明書及び合格成績証明書。統合、り災その他の事情によって出身高等学校長の調査書が得られない者にあっては、これに相当する書類）

なお、大学、専修学校等を卒業した者にあっては、当該学校長が作成した卒業証明書及び成績証明書を併せて提出してください。

(ウ) 写真2枚（出願前3月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真を入学願書及び受験票にはってください。）

(エ) 返信用封筒2通（1通は長形3号封筒に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、簡易書留と朱書して380円切手をはってください。もう1通は角形2号封筒に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記したもので切手をはる必要はありません。）

イ 入学審査料

前記2の(3)のウのとおり

ウ 入学願書の受付期間

平成23年1月19日（水）から1月26日（水）まで（受付時間は午前8時30分から午後5時まで）とします。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

郵送による場合は、1月26日（水）必着とし、必ず書留郵便で封筒には「入学願書在中」と朱書してください。

エ 入学願書の提出先

前記2の(3)のオのとおり

オ 受験票の送付

入学願書を受理したときは、受験票を平成23年2月上旬に発送します。

カ 出願時の注意事項

(7) 書類提出後の志望変更是、認めません。

(イ) 学科間及び専攻間での併願は認めません。なお、併願が判明した場合は、すべての志願について失格とします。

(3) 入学者の選抜方法

平成23年度大学入試センター試験の成績及び出身校等学校長等から提出される調査書等により行います。